



介護保険負担限度額認定申請について

8月から居住費の自己負担限度額が変わります



☎ 高齢・障害者支援課 高齢者支援係 ☎0952-75-6033 / 佐賀中部広域連合 ☎0952-40-1134

施設サービスとショートステイを利用する人の食費・居住費は、全額ご本人で負担していただく必要があります。しかし、所得が低く、食費・居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

■利用者負担段階と負担限度額（一日当たり） 【 】内が8月からの金額です。

利用者負担段階	対象となる人		負担限度額					
			居住費（滞在費）			食費		
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者 世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で高齢福祉年金受給者		820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 【(380円)】	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下の人		820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 【(480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3段階	第3段階①	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
	第3段階②	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人		負担限度額なし					

（ ）は介護老人福祉施設および短期入所生活

預貯金などが一定額を超える場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

◎お知らせ